

最近改正 平成25年2月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構本部各種委員会規程第3条に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）に置くコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 機構におけるコンプライアンス（法令遵守）体制の強化に関する事
- 二 法令違反に対する是正措置及び再発防止策に関する事
- 三 機構における内部通報の適正な処理に関する事
- 四 内部通報者及び相談者の保護に関する事
- 五 公正な研究を実施するための教育・啓発活動に関する事
- 六 研究活動における不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定に関する事
- 七 研究費の不正使用の疑いがある場合の調査に関する事
- 八 コンプライアンスに反する事案に係る事実解明のための調査に関する事
- 九 その他

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 理事のうち機構長が指名した者 1人
  - 二 各研究所から推薦された研究教育職員 4人
  - 三 事務局長
  - 四 各研究所の管理部長、総務部長、統合事務部長及び共通事務センター長
  - 五 事務局総務課長
  - 六 その他機構長が必要と認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第5号及び第6号に掲げる事項については、前項第1号から第3号及び第6号の委員をもって審議する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

(調査委員会)

第5条 委員会は、必要があるときは、調査委員会を設置することができる。

- 2 委員長は、前項及び情報・システム研究機構内部通報の処理に関する規程第6条第2項に基づき、調査委員会を設置する場合には調査する内容により、委員会、本部事務局及び専門家から委員を選出するものとする。ただし、調査委員会の委員の選出においては、当該事案に係る者を選んではならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 第2条第6号に規定する不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定に係る手続きは、情報・システム研究機構研究活動不正対応に関する規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。